

## 知事意見への反映状況

知事意見	審議会	市町村
<p>1 はじめに 今回の中間報告書手続において、関係市町長から、今後の工事に関することを含め、騒音、振動、水資源、景観、発生土の管理、住民の生活環境の保全など、多岐にわたる意見が出されている。 事業者においては、関係市町からの意見に対し、正確で十分な情報提供を行うとともに、引き続き、地域への環境影響の低減に努めること。</p>		○
<p>2 大気質、騒音、振動 早川町の県道37号の交通量は、他事業の影響により、環境影響評価実施時と比較して増加しているため、大気質、騒音、振動への影響をできる限り低減するよう、当該道路を通行する他事業者とも連携して工事車両運行台数の総量低減を図るとともに、一日における運行の平準化に努めること。</p>	○	○
<p>3 水資源 地下水の水位、湧水の水量及び地表水の流量に係る事後調査及びモニタリング結果について、工事の影響は認められない旨記載されているが、そのように判断した合理的な根拠が示されていないことから、各調査地点についてその根拠を示すこと。 なお、合理的な根拠とするため、水位や流量の変動について、降雨等の短期的な影響を除いて把握する必要があることから、事後調査及びモニタリングの実施回数を増やすこと。 早川非常口からのトンネル湧水量は、掘削開始以降増加傾向にあり、小河川への減水などの影響も懸念されるため、当該トンネル近傍の調査可能な小河川を調査地点に追加すること。 調査結果及び分析結果を踏まえ、必要に応じて環境保全措置を実施すること。</p>	○	○
<p>4 植物 重要な種の移植後の定着数が記載されていないことから、今後は、定着数を記載した上で移植の成否を考察し、必要に応じて追加の環境保全措置を実施すること。</p>	○	
<p>5 動物 高下地区のミゾゴイについて、工事による影響の有無を把握するため、鳴き声調査等必要な調査を検討して実施すること。また、その調査結果も踏まえ、工事による影響の有無を考察し、必要に応じて追加の環境保全措置を実施すること。</p>	○	
<p>6 景観、日照障害等 評価書作成以降に変更又は明らかになった次の構造物について、景観や日照障害等に及ぼす影響を整理し、必要な環境保全措置を検討すること。 また、その過程を次回の中間報告書に掲載すること。 1) 変更となった防音防災フード又は防音壁 2) 高下地区の保守基地・変電所</p>	○	
<p>7 発生土 発生土置き場の今後の計画が明らかでないことから、次回の中間報告書では、取りまとめ時点における今後の仮置き見込量、場所及び期間を整理して記載するとともに、早期処分に努めること。 また、現在ホームページで行っている発生土置き場に係る情報発信について、電子地図上に置き場の位置を示し、そこから各種情報に直接アクセスできるページを作成するなど、分かりやすい情報発信とすること。</p>	○	
<p>8 発生土 発生土置き場における土砂の流出防止について、豪雨・地震等の災害時を想定した十分な対策を行うこと。 また、新たな発生土置き場を計画する際には、ハザードマップや周辺の状況等を確認の上、災害時に土砂の流出により環境への影響が懸念される場所は原則として避けること。 なお、どうしても避け難い場合は、十分な対策を行うこと。</p>	○	
<p>上記知事意見に対する見解を県に報告するとともに事業者ホームページで公表すること。</p>	事務局	

※県民等からの意見はなし